

# 厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例の改正方針

## に係る意見交換会について

意見交換会の名称	厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例の改正方針に係る意見交換会	
開催日時	令和7年9月2日(火)午後7時から午後7時45分まで	
開催場所	厚木市役所第二庁舎 16階会議室A	
参加者数	4人	
担当課	都市計画課	
結果公開日	令和7年9月8日(月)	
会議の経過	1 開会 2 挨拶 3 条例の改正方針(案)の概要説明 4 意見交換 5 閉会	
	質問・意見の概要	市の考え方
1	資料に「共同住宅の新築等による外部からの駐車需要が高まっており」とあるが、「外部からの駐車需要」とは何か。分かりにくいので、文言を変更すべきではないか。	外部からの駐車需要とは、店舗・事務所等への来訪者等の外部からの要因による駐車需要を指します。文言については、検討いたします。
2	廃止届について、「駐車施設を廃止したときは、十日以内に、市長に届け出なければならない。」とあるが、十日以内とした理由は。	国土交通省が当該条例の参考として策定している「標準駐車場条例」に合わせ、期日を設定しています。
3	自動二輪車のための駐車施設の附置に関する規定は、外部からの駐車需要に対応するものか。居住者のため(車庫用途)のものなのか。	当条例は、店舗・事務所等への来訪者等の外部からの要因による駐車需要に対応するものです。

4	<p>附置義務条例の過去の申請件数をみると、年に1度あるかないかの頻度とのことなので、今回の附置義務条例の改正が早期の渋滞の緩和には繋がらないと思う。事業者に、より多くの駐車スペースを確保させることを目的とした、補助制度を設けてはどうか。</p>	<p>御意見として参考にさせていただきます。</p>
5	<p>今後、駐車場整備地区のエリアの拡大等を検討してもいいのではないか。</p>	<p>近年の開発状況から、現段階では駐車場整備地区の変更はしないこととしたいと考えております。</p>
6	<p>駐車場整備地区での400戸以上の共同住宅の建築は難しいのではないか。</p>	<p>条例の考え方としては、共同住宅の用途に供する部分の面積と戸数が2,000㎡かつ50戸を超える建築物に対して、荷さばきのための駐車施設の附置が必要となるものです。また、共同住宅の用途に供する部分の戸数が400戸を超える建築物に対しては、大規模低減の規定が適用され、駐車台数が緩和されるものです。</p>
7	<p>共同住宅に対する自動車の設置に関する規定は、厚木市住みよいまちづくり条例にて定めているとのことだが、対象が特定開発事業のみとなっており、建築後の変更(駐車台数の減少等)は罰則の対象となっていない。 今後の運用を検討してほしい。</p>	<p>御意見として参考にさせていただきます。</p>
8	<p>公共施設の駐輪場に屋根を付けることを検討してほしい。</p>	<p>今回の条例改正に直接該当しない部分ではございますが、御意見として参考にさせていただきます。</p>